



7み令生環第46-1号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 瀬戸市山の田町43番地の303  
氏名又は名称 株式会社岩田清掃  
代表取締役 金 森 知 実

令和8(2026)年2月2日付で申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理  
第7条第4項  
及び清掃に関する法律 の規定により、次のとおり許可する。  
第7条の2第1項

令和8(2026)年3月26日

みよし市長 小 山



許可事業種別	一般廃棄物処理業(収集及び運搬業)
廃棄物の種別	事業系一般廃棄物
許可期限	令和8(2026)年4月1日から令和10(2028)年3月31日
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、施行令、施行規則を遵守すること。 2 本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則その他市の指示に従うこと。 3 法律等が改正された場合、若しくは市長が必要と認めたときは許可を取り消し、条件を変更し、又は別に定める指示をすることがある。 4 収集対象は、みよし市内事業所から出る一般廃棄物に限る。 5 処分の方法は、特に申請のあったもの以外は、尾三衛生組合東郷美化センター(東郷町内)へ搬入するものとする。 6 上記5以外の方法において処分をしようとするときは、市と協議の上、市の指示に従うこと。